

いわみ  
**石見の日本遺産旅行商品等造成支援事業補助金制度のご案内**

石見観光振興協議会では、石見地域にある日本遺産への理解促進及び観光推進を目的として、石見地域へ送客する団体旅行商品を造成する旅行事業者に対して補助金を交付します。

■対象事業者

旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社

■対象事業

次の要件をすべて満たす「募集型企画旅行」または「受注型企画旅行」とする。

(1) 以下のⅠからⅣを満たすプランであること ※同一敷地内の施設との重複は不可

Ⅰ 石見地域内の食事提供施設1カ所以上で食事を取るプラン

Ⅱ 日本遺産関連施設等における入場・体験を2つ以上取り入れるプラン

※日本遺産関連施設等は要綱別表3を参照。

Ⅲ Ⅱの日本遺産について、知識を得るための事前学習を行程に含むこと

Ⅳ 参加者にアンケートを実施すること

(2) 上記(1)に加え、下記要件を満たす旅行については、その内容に応じて補助金の額を加算する。

Ⅰ (1)の要件で立ち寄った市町と異なる石見地域内の日本遺産関連施設等または観光施設等へ立ち寄るプラン

※観光施設等は要綱別表2を参照。

Ⅱ 石見地域内の宿泊施設へ宿泊するプラン

(3) 募集の際には「ご縁も、美肌も、しまねから。」ロゴマークデザインを使用すること。

(4) 1団体の構成人数が県内出発旅行は5名以上、県外出発旅行は9名以上であること。

(5) 交付決定後に出発し、令和5年3月21日までに帰着する旅行であること。

(6) 対象とする旅行商品に対し、島根県、島根県観光連盟又は石見観光振興協議会の実施する補助を受けていないこと。(ただし石見神楽出張上演を除く)

■補助金の額

|                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| 上記(1)のⅠからⅣを満たすプラン        | 30,000円               |
| 上記(1)に加え、(2)のⅠ及びⅡを満たすプラン | Ⅰ：5,000円<br>Ⅱ：15,000円 |

■申請〆切 令和5年3月15日(水)まで随時受付(補助金額合計が予算額に達し次第受付終了)

■参考資料 補助金交付要綱、申請様式等は、WEB「なつかしの国石見」に掲載しています

詳しくは「なつかしの国石見」で検索

なつかしの国石見

検索

<お問い合わせ>

石見観光振興協議会(島根県西部県民センター商工観光部観光振興課内)

〒697-0041 島根県浜田市片庭町 254

TEL 0855-29-5647/FAX 0855-22-5306

E-mail [seibu-kankou@pref.shimane.lg.jp](mailto:seibu-kankou@pref.shimane.lg.jp)

